特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

匝瑳市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

匝瑳市長

公表日

平成31年2月1日

I 関連情報

(主要務の名称 住民基本台帳に関する事務 市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利の保険で関するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて作成されるものであり、市町村における住民の面出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を二成化し、もって、住民の間報に関する制度を之とした行政の近れ代に対処するため、住民に関する記録を三域かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙と名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎と表ものである。また、住基法に基づいで住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基木・ウンを制造所と表している。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネリンを制造的と大規を関する。また、住基法に基づいては民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネリンを)の規定には、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【住基法に基づな事務】 ①個人を単位とした住民票を世帯ごとに編成した住民基本台帳を整備し、住基法第7条及が第30条の46の規定に基づさた合いされる事項(氏名・生年月日・住別・住所・個人番号等)を記録する。46の規定に基づさた会のとされる事項(氏名・生年月日・住別・住所・個人番号等)を記録する。4位基法の規定に基づき、個人又は法人の申出による請求について、住民票の可し等の交付を行う。②生基法の規定に基づき、本人又は同一の世帯に属する者の請求について、住民票の写し等の交付を行う。②住基法の規定に基づき、本人又は同一の世帯に属する者の請求にこいて、住民票の写し等の交付を行う。②地方公共関係教の記載を行うも、他の市町村で請求があった住民票の写しの文付(広域文付)を行う。②地方公共開始の記載を行う。③地方公共開始の記載を行う。③地方公共開始の記載を行う。③地方公共開始の記載を行う。③地方公共開始の記載を行う。③地方公共開始の記載を行う。 ③地方公共同体制があった住民票のでは、対して、企業の記載をした際の過報をそ行う。 ③地方公共同体制を対して、日本部が、日本部が、日本部が、日本部が、日本部が、日本部が、日本部が、日本部が	1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度文化をの住民大る地位を記録する各種の台帳に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名牌の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住意法に基づいて民た基本音帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネットと経法に表立)いて民た基本音帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネットを商通府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。の規定に続い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【住基法に基づ〈事務】 ①個人を単位とした住民票を世帯ごとに編成した住民基本台帳を整備し、住基法第7条及び第30条の45の規定によりき、の規定に続い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正を行う。③実態調査等を行い、住民基本台帳の正確な記録を確保するための指置を護する。②を大日、会議の規定に基づき、本人又は同一の世帯に属する者の請求について、住民票の事し等の交付を持つ。②性基法の規定に基づき、本人又は同一の世帯に属する者の請求について、住民票の事し等の交付を行う。②転出元市申村に対し任基ネットを介して、転入届に基づき住民票の記載をした際の通知を行う他他の市町村で請求があった住民票の写しの交付(広域交付)を行う。②を出元市町村に対し住基ネットを介し、転入届に基づき住民票の温数をした際の通知を行う他の方面対で請求があった住民票の写しの交付(広域交付)を行う。③市民からの請求に基づく住民票コートの変更を行う。③市民からの請求に基づく住民票コートの変更を行う。 ③加入番号カード等を用いた本人確認を行う。	①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
2. 証明書コンビニ交付システム 3. 中間サーバー 4. 住基ネットCS ※1 後述の「2. 特定個人ファイル名」に示す「住基ネット本人確認情報ファイル」及び「住基ネット転出証明情報ファイル」、「住基ネット広域住民票ファイル」、「送付先情報ファイル」は、住基ネットCSにおいて管理されている。 ※2 後述の「2. 特定個人ファイル名」に示す「発行用住民票ファイル」は、証明書コンビニ交付システ	②事務の概要	正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【住基法に基づく事務】 ①個人を単位とした住民票を世帯ごとに編成した住民基本台帳を整備し、住基法第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項(氏名・生年月日・性別・住所・個人番号等)を記録する。②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正を行う。 ③実態調査等を行い、住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置を講ずる。 ④住基法の規定に基づき、個人又は法人の申出による請求について、住民基本台帳の一部の写し等の交付を行う。 ⑤住基法の規定に基づき、本人又は同一の世帯に属する者の請求について、住民票の写し等の交付を行う。 ⑥生基法の規定に基づき、本人又は同一の世帯に属する者の請求について、住民票の写し等の交付を行う。 ⑥・転出元市町村に対し住基ネットを介して、転入届に基づき住民票の記載をした際の通知を行う他、他の市町村で請求があった住民票の写しの交付(広域交付)を行う。 ⑥動力公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の通知を行う。
2. 特定個人情報ファイル名		2. 証明書コンビニ交付システム 3. 中間サーバー 4. 住基ネットCS ※1 後述の「2. 特定個人ファイル名」に示す「住基ネット本人確認情報ファイル」及び「住基ネット転出証明情報ファイル」、「住基ネット広域住民票ファイル」、「送付先情報ファイル」は、住基ネットCSにおいて管理されている。 ※2 後述の「2. 特定個人ファイル名」に示す「発行用住民票ファイル」は、証明書コンビニ交付システム」において管理されている。

- (1)住民基本台帳ファイル (2)住基ネット本人確認情報ファイル (3)住基ネット転出証明情報ファイル
- (3) 住室ホノバ報田証明情報ファイル (4) 住基ネット広域住民票ファイル (5) 送付先情報ファイル (6) 発行用住民票ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民票の記載事項) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	匝瑳市役所市民課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0086(直通)
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	匝瑳市役所市民課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0086(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	平成	31年1月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	31年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
	項目評価書]]施機関については、それぞれ	重点項目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシステ	テムを通じた入手を除	< 。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	- 云(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じた提供				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[O]接	続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	I -1-2	う。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、であり、であり、であり、であり、での住民たる地位を記録する各民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処する行政の活性民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住民に関する記録を正確かつ統一的に関関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民本台帳のネットワーク化を図り、全国共通のである。また、住基法のいて住民基本台帳のネット(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の人を選別するための番号の利用定に従い、会国共通の本の規定に従い、信基法及び行政手続における特定の人を選別するための番号の利用定に従い、信民基本台帳を作成の人情報を以下の事務で取り扱う。	た、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	I -1-②	る住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道 府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機 構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報の提供等まの規定により機構に対して事務の一部を委任する。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 番号法の別表第二に基づいて、匝瑳市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供	修正を行う。 ③実態調査等を行い、住民基本台帳の正確な 記録を確保するための措置を講ずる。 ④住基法の規定に基づき、個人又は法人の申 出による請求について、住民基本台帳の一部 の写し等 の交付を行う。 ⑤住基法の規定に基づき、本人又は同一の世 帯に属する者の請求について、住民票の写し等 の交付 を行う。 ⑥転出元市町村に対し住基ネットを介して、転 入届に基づき住民票の記載をした際の通知を	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	I -1-②		【番号法に基づく事務】 ①個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知 カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条の規定により機構に対して事務の一部を委任している。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 番号法の別表第二に基づいて、匝瑳市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
平成29年8月31日	1-4-2	6, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84,	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
平成29年8月31日	I -5-2	②所属長 市民課長 塚本 貢市	②所属長 市民課長 藤崎 俊一	事後	
平成29年8月31日	Ⅱ -1	平成27年3月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年8月31日	Ⅱ-2	平成27年3月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I -1-③	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※1) 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバコネクタ(以下「Seriola」という。)(※2) 4. 団体内統合宛名システム(※3) 5. 中間サーバ ※1 後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳システムネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされている。 ※2 後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「住民基本台帳副本ファイル」は、Seriolaにおいて管理されている。 ※3 後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「住民票情報ファイル」は、団体内統合宛名システムにおいて管理されている。	1. 住基システム 2. 証明書コンビニ交付システム 3. 中間サーバー 4. 住基ネットCS ※1 後述の「2. 特定個人ファイル名」に示す「住基ネット本人確認情報ファイル」及び「住基ネット広域住民票ファイル」、「送付先情報ファイル」は、住基ネットCSにおいて管理されている。 ※2 後述の「2. 特定個人ファイル名」に示す「発行用住民票ファイル」は、証明書コンビニ交付システム」において管理されている。	事前	
平成31年2月1日	I -2	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル (4)住民基本台帳副本ファイル (5)住民票情報ファイル	(1)住民基本台帳ファイル (2)住基ネット本人確認情報ファイル (3)住基ネット転出証明情報ファイル (4)住基ネット広域住民票ファイル (5)送付先情報ファイル (6)発行用住民票ファイル	事前	
平成31年2月1日	I -5-②	市民課長 藤﨑 俊一	市民課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年2月1日	Ⅱ -1	平成29年5月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年2月1日	II -2	平成29年5月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	